



第 6 章

計画の推進体制と進行管理



1. 推進体制

1.1 計画の推進体制の確立

町は、計画の効率的推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間で横断的な協議を行うとともに、施策間の調整を行います。

計画の進行状況における評価、点検については、中井町環境審議会及び町民・事業者・町（行政）・各種団体によって構成される中井町環境基本計画推進委員会において、評価及び評価結果を公表していきます。

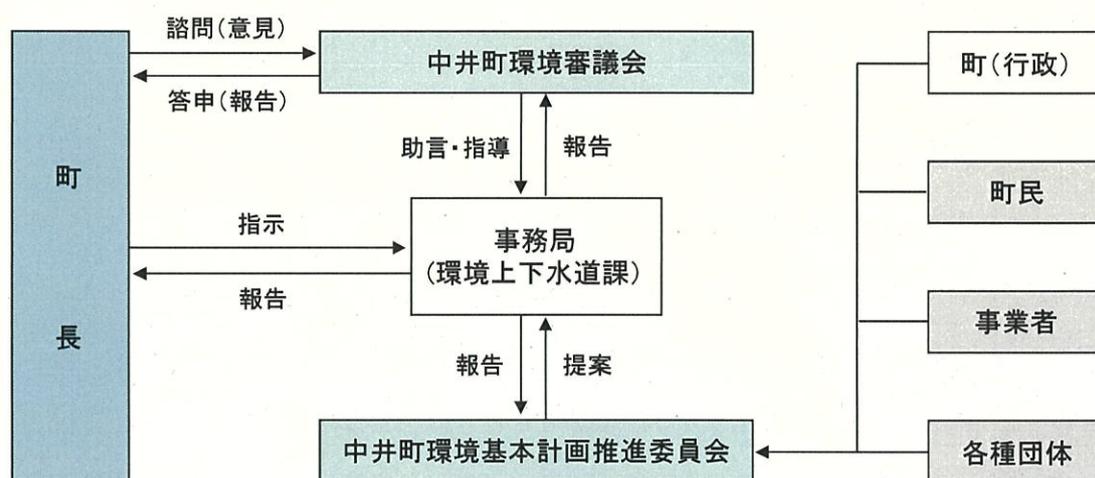
(1)中井町環境審議会

環境基本法の規定により、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議するための会議で、中井町環境基本条例により設置されたものです。計画策定後は計画の推進状況等の総合的な点検を行います。

(2)中井町環境基本計画推進委員会

中井町環境基本計画推進委員会は、公募等によって選出された町民・事業者・各種団体により構成します。

計画に定めた施策の取り組みや進行状況を点検及び評価し、その結果を公表します。



■ 推進体制 ■

1.2 環境配慮行動の推進（町・町民・事業者それぞれの推進）

町は、率先して環境配慮行動を実行し、計画の目的及び内容については町民・事業者・各種団体に対して普及・啓発活動などを進め、その趣旨の周知の徹底に努めます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報提供を行い、町民・事業者の参加を推進していきます。

町民・事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭・学校・職場・地域などの多種多様な機会をとらえ、優れた環境の保全及び新たな快適環境の創出についての教育・学習を推進します。

1.3 事業者・地域・民間団体のネットワーク

町民（個人、団体を問わず）・事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者による幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、事業者や民間団体との連携による環境調査の実施、自治会や民間団体の連携による清掃活動の実施等に向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動を支援します。

1.4 国・県・周辺自治体などとの協力体制づくり

計画の推進に当たっては、町を主体としながら、国や県、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請して、連携しながら計画を推進します。具体的な体制については、取り組みの内容について異なるため、計画策定以降に町民の皆さんや環境団体の方々と検討の上取り組みごとに決定していきます。

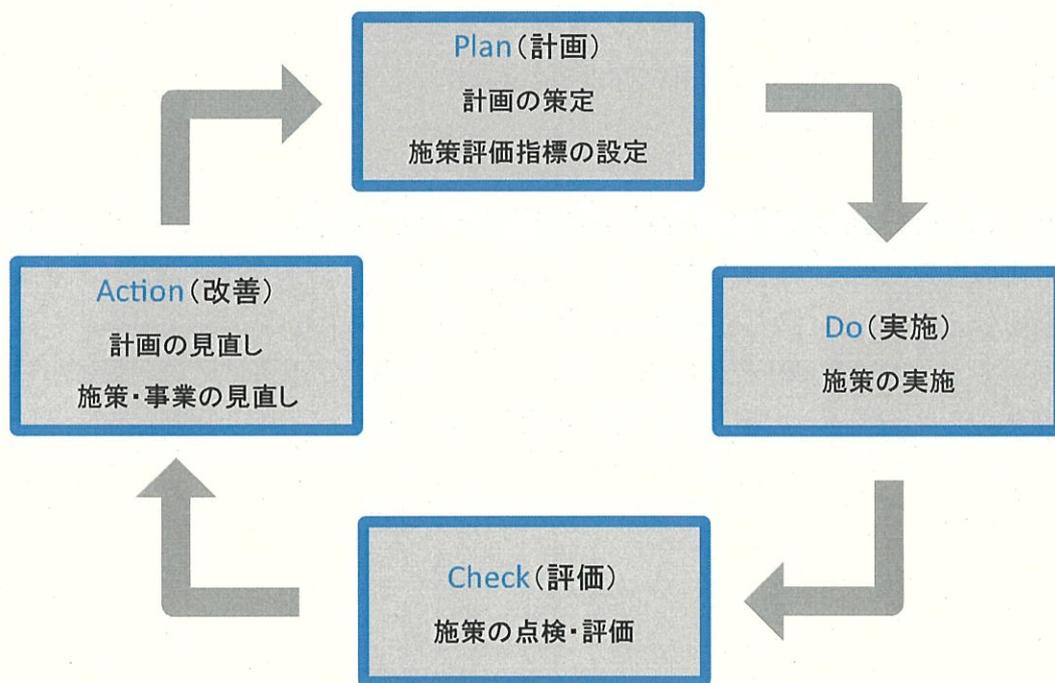
2. 進行管理

2.1 進行管理の手法

本計画の実効性を確保していくためには、計画の進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにはそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメント手法（PDCAサイクル）に基づいて行います。計画に基づく施策を実施し、環境の現状や施策の実施状況を把握し、施策評価指標の達成状況をチェックします。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



■ 進行管理手法 (PDCAサイクル) ■

2.2 進捗状況の点検・評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、中井町環境基本計画推進委員会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、中井町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

2.3 計画の見直し

環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。

3. 計画の周知

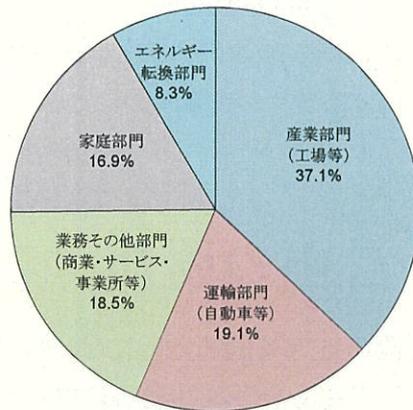
計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体が計画の内容を理解するとともに日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

このため、町のホームページ、広報誌等を通じて計画内容の周知に努めます。

環境に関する豆知識⑤（地球温暖化防止）

「地球温暖化」という言葉をよく耳にすると、地球温暖化の影響で、氷河が融ける、海面が上昇して国が沈む、旱魃が起こって水不足になる、生態系が変化する、などと言われても、遠い外国の話とっていませんか。例えば、猛暑、ゲリラ豪雨、強烈な台風の増加といった異常気象の頻発、さらには魚の回遊場所が変化する、鹿の生息域が北上するなど地球温暖化の進行によるものと言われていています。

平成29（2017）年度の日本の温室効果ガス排出量は1,294百万トン（CO₂、換算）、このうちエネルギーの利用によるものは1,112百万トン（CO₂、換算）で、家庭部門からの排出量が全体の約17%を占めています。国が目標としている平成42（2030）年度の温室効果ガス排出量25%削減（エネルギー起源二酸化炭素、平成25（2013）年度比）のためには、家庭部門の温室効果ガス排出量を、現状から35%以上、排出量を削減する必要があります。



■ 2017年度の温室効果ガス排出量 (環境省ホームページより)

見ていないテレビは消す、使わない時の温水洗浄便座のふたを閉める、レジ袋をもらわずにマイバッグを使用する、地元産のもの・旬のものを食す、といったちょっとした取り組みが地球温暖化の防止に繋がります。

より良い環境を未来へと引き継ぐために、今、私たちができることに、積極的に取り組みましょう。

■ エネルギー起源温室効果ガス排出量の削減目標 ■

部門	2017年度 (速報値)		2030年度 (目標値)		計
	排出量 (百万トンCO ₂)	構成比 (%)	排出量 (百万トンCO ₂)	構成比 (%)	
産業部門 (工場等)	413	37.1	401	43.3	2.9
運輸部門 (自動車等)	213	19.2	163	17.6	23.5
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	206	18.5	168	18.1	18.4
家庭部門	188	16.9	122	13.2	35.1
エネルギー転換部門	92	8.3	73	7.9	20.9
合計	1,112	100.0	927	100.0	16.7

注) 四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
出典) 環境省ホームページ